

協議事項（１）

朝来市地域協働の指針（案）について

１．指針（案）の位置付けについて

平成 20 年度に策定された、朝来市地域協働の指針をもとに、朝来市の最高規範である「自治基本条例」第 3 章「参画と協働」（その推進）と第 4 章「市民自治」（コミュニティの形成）を踏まえ、広義の市民協働＝「参画と協働」の考え方を整理した上で、特に、地域協働＝市民自治（コミュニティの形成）の指針として見直し・具体化するものとする。

見直しの視点としては、現在の社会情勢・地域情勢と概ね今後 10 年間程度を見据えた内容に改め、同時に、地域コミュニティの在り方として、区・地域自治協議会と朝来市行政との関係性やそれぞれの在り方や取り組むべきこと、小規模集落で見られる今後の地域・生活課題への対応の考え方を手引き的にまとめるもの。

指針を見直し、改めるにあたっては、昨年度の小規模集落・地域自治協議会のヒアリング調査のみならず、平成 24 年度に取りまとめられた第 3 次分権型地域自治システム検討懇話会の報告や、令和 3 年度兵庫県が補助実施した、朝来市における地域再生大作戦未実施集落元気度調査及び懇話会も踏まえることとする。

２．指針（案）の骨子について

懇話会では特に下線部の内容について重点的に協議、その他の項目については、既往の検討調査を踏まえた、時点修正や更新を行う。

１．朝来市のまちづくりの方向と地域協働

（１）朝来市のまちづくりの方向

（２）「参画と協働」と「市民自治」

- １）自治基本条例における「地域協働」と「市民自治」の考え方
- ２）協働の原則（ルール）
- ３）協働のかたち（領域・手法・類型）
- ４）協働の取り組み方、進め方（地域協働のステップ）
- ５）協働のステップ

（３）地域協働の指針とは

（４）朝来市をとりまく状況

- １）朝来市の現状
- ２）世の中の動き（時代背景）
 - ① 地方分権の推進
 - ② 地域自治の重要性の高まり

③ 高齢化を伴う人口減少の進展：縮小する地域

④ DX推進・AIやICTの活用

2. 地域協働を進めるために

(1) 地域自治とは：住民自治と団体自治

(2) 行政、地域自治協議会、区の今後の関係性のあり方

(3) 地域自治協議会の役割と今後の在り方

1) 体制・事務局の在り方

2) 財源の在り方

3) 拠点・事務所の在り方

4) 求められる事業

5) 多様な住民・人材の参画に向けた体制や取り組み

6) 区への補完や支援のあり方

(4) 行政の協働支援、住民自治の支援

1) 地域自治協議会の自治基本条例による位置付け

2) 地域自治協議会への支援

① 地域自治包括交付金

② 人的支援（事務局職員・地域担当職員）

3) 地域に合わせた支援・地域自治協議会との協働のための市役所部署横断連携体制

① 行政依頼役の見直しの考え方

② 地域自治協議会等への補助金の見直しの考え方

③ 市役所部署横断連携の体制の構築の考え方・会議

4) 専門的支援・中間支援機能

① 区の再編や見直しへの支援

② 地域自治協議会への支援

③ 住民自治（区・地域自治協議会）と団体自治（行政）等との協働の支援

3. 今後10年を見据えた協働による生活課題への対応の考え方

1) 災害時の安全確保

2) 移動の支援（買い物支援含む）

3) 農地・土地利用（草刈りなど環境整備含む）

4) 空き家

5) 移住者の受け入れ

※ 小規模集落の課題状況を見つつ、どの地域においても必要な、必要となってくる対応として記載。
事例含めてわかりやすく記載するとともに、他の課題があれば追加する。